

姫路市下水道マンホール蓋のデザインの利用に係る取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、姫路市下水道マンホール蓋のデザイン（以下「デザイン」という。）を利用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象デザイン)

第2条 この要綱の対象となるデザインは、別図のとおりとする。

(利用の申請)

第3条 デザインを利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、姫路市下水道マンホールデザイン利用申請書（様式第1号。以下「利用申請書」という。）を上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 国又は地方公共団体が利用するとき。
- (2) 市内の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。）が教育の目的で利用するとき。
- (3) 報道機関が報道又は広報の目的で利用するとき。
- (4) その他管理者が適当と認めたとき。

2 前項の利用申請書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。

- (1) デザイン利用についての企画書
- (2) デザインを利用しようとする物品等の見本、写真又は画像データ
- (3) 会社概要等申請者の事業内容が分かる書類
- (4) その他管理者が必要と認める書類

(利用の承認)

第4条 管理者は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その内容が次の各号のいずれにも該当しない場合は、デザインの利用を承認するものとする。

- (1) 市の信用又は品位を損なうおそれがあるとき。
- (2) 法令に反し、又は公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれがあるとき。

- (3) 不当な利益を得るために利用されるおそれがあるとき。
- (4) 政治的又は宗教的活動に利用されるおそれがあるとき。
- (5) デザインを利用しようとする者が、姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第2条第1項第1号に規定する暴力団若しくは同項第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団等」という。）、暴力団等が経営に関与している者又は暴力団等への利益の供与を目的として申請する者であると認められるとき。
- (6) 市の事業を推進する上で支障となるおそれがあるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、デザインの利用目的又は利用方法が著しく不適當であると認めるとき。

2 管理者は、申請者に対し、承認をするとき、姫路市下水道マンホールデザイン利用（変更）承認書（様式第2号）により、承認をしないときは、姫路市下水道マンホールデザイン利用不承認書（様式第3号）により通知するものとする。

3 管理者は、デザインの利用を承認するに当たり、必要な条件を付することができる。
（遵守事項）

第5条 デザインの利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認の内容及び前条第3項の規定により付された条件に従って利用すること。
- (2) デザインの利用に係る権利を他に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) デザインに係る知的財産に関する一切の権利を新たに設定し、又は登録しないこと。
- (4) 定められた配色、形状等のおり利用すること。
- (5) デザインの全部又は一部を変更して利用しないこと。
- (6) 承認に係る物品等の完成品（以下「完成品」という。）を完成次第速やかに管理者に提出すること。ただし、完成品の提出が困難な場合は、完成品の写真又は画像データを提出すること。
- (7) 完成品について、市が作成し、製造し、販売し、品質を保証する等、市が責任を負うものであると誤解されるおそれがないよう、特段の配慮を講じること。

（利用料）

第6条 デザインの利用料は、無料とする。

(利用期間)

第7条 利用者がデザインを利用することができる期間は、1年以内で管理者が定める期間とする。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用の内容変更)

第8条 利用者は、承認を受けた内容を変更しようとするときは、姫路市下水道マンホールデザイン利用変更申請書(様式第4号)を管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

2 管理者は、前項の規定による承認をしたときは、姫路市下水道マンホールデザイン利用(変更)承認書(様式第2号)により、承認をしないときは、姫路市下水道マンホールデザイン利用不承認書(様式第3号)により利用者に通知するものとする。

(利用状況の調査)

第9条 管理者は、デザインの利用状況について、利用者に対し報告を求め、調査を行い、又は適切な措置を求めることができる。

(利用の承認の取消し)

第10条 管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の規定による承認を取り消し、デザインの利用の差止めを求め、又は完成品の回収を求めることができる。

- (1) 承認の内容若しくはこれに付した条件又は第5条各号に掲げる遵守事項に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により承認を受けたとき。
- (3) デザインの利用が、第4条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (4) 利用者が前条の規定による報告若しくは適切な措置の求め又は調査に応じないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、利用の継続が不相当であると認めるとき。

2 管理者は、前項の規定により第4条第1項の規定による承認を取り消した場合は、姫路市下水道マンホールデザイン利用承認取消通知書(様式第5号)により利用者に通知するものとする。この場合において、当該承認を取り消したことにより生じ

る損失の補償等について、本市は一切の責任を負わない。

(事故又は苦情の処理)

第11条 完成品に係る事故又は苦情が発生した場合は、利用者は速やかに管理者に報告し、利用者の責任の下に処理しなければならない。

(損害賠償)

第12条 デザインの利用に関し、利用者の責に帰すべき理由により、本市又は第三者に損害を与えた場合は、管理者は、利用者の責任において速やかにその損害を賠償するよう求めることができる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、デザインの取扱いについて必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年2月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月22日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

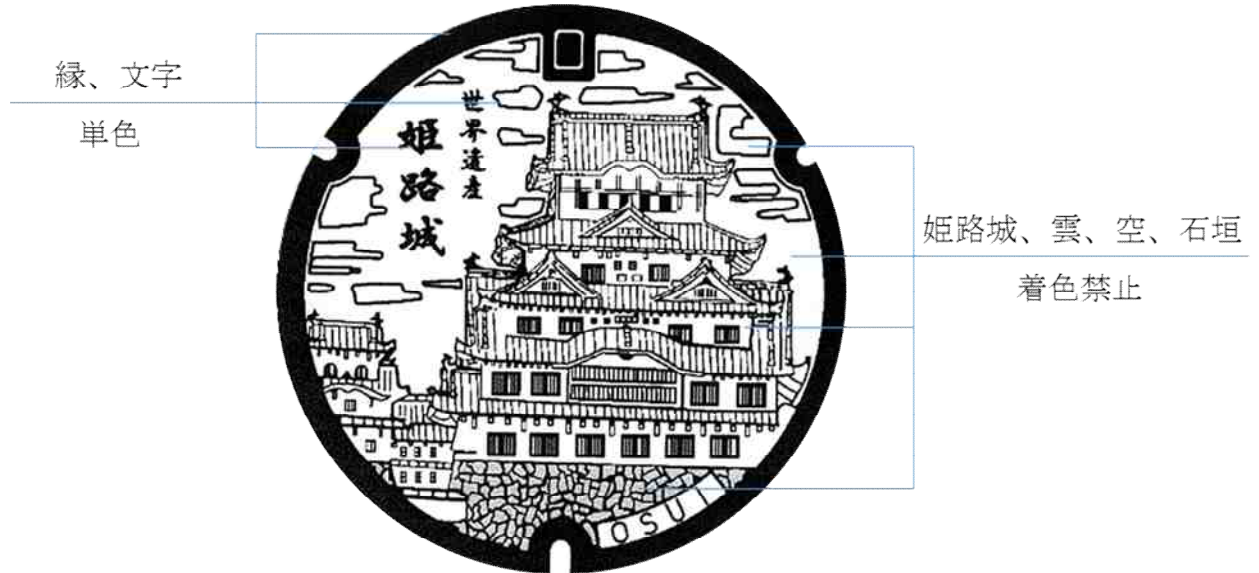
(経過措置)

2 この要綱の施行に際し、現にあるこの要綱による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

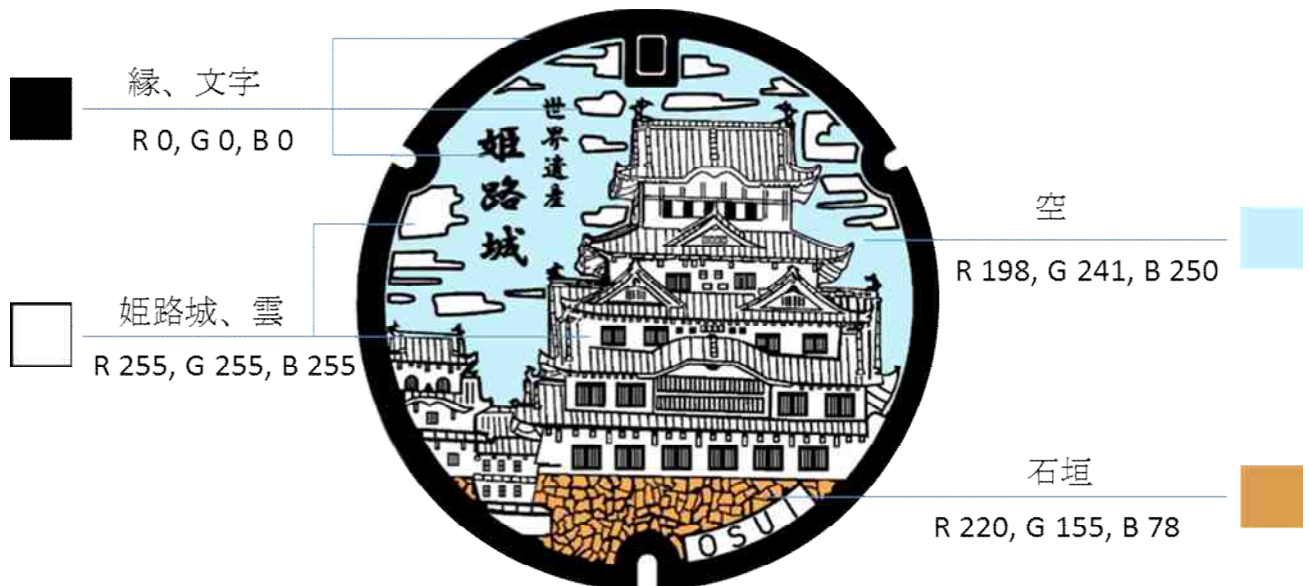
3 この要綱の施行の際、現にある旧様式による用紙については、これを取り繕って使用することができる。

別図（第2条関係）

① 姫路城（モノクローム）

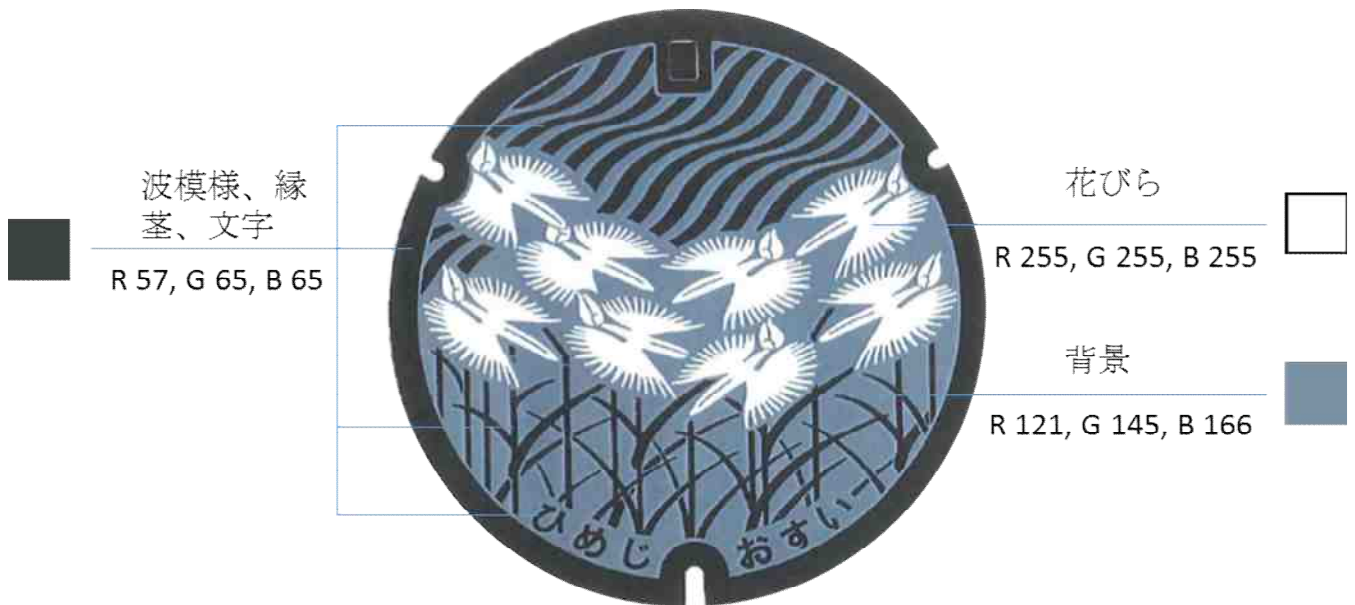


② 姫路城（カラー）



色指定は上記のとおりとする。ただし、使用する素材などによってプロセスカラー（RGB）の色指定が出来ない場合は、可能なかぎり指定の色に合わせるものとする。

③ さぎ草（3色）



色指定は上記のとおりとする。ただし、使用する素材などによってプロセスカラー（RGB）の色指定が出来ない場合は、可能なかぎり指定の色に合わせるものとする。

④ さぎ草（4色）



色指定は上記のとおりとする。ただし、使用する素材などによってプロセスカラー（RGB）の色指定が出来ない場合は、可能なかぎり指定の色に合わせるものとする。